

松野町森林環境譲与税の活用に関する基本方針

令和6年12月

1 趣旨

森林の有する公益的機能の維持増進に配慮した適切な森林の整備等に重要性を置き、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(以下「法」という。)が平成31(2019)年4月に施行され、同年から、森林環境譲与税(以下「譲与税」という。)が譲与されているところである。

譲与税は、地域の実情に応じて柔軟に活用することが可能な地方固有の財源であり、その活用実績の公表が義務付けられているなど、町民ならず、広く国民に対して説明責任を十分に果たしていく必要がある。

このような状況の中、譲与税を一定の方向性のもと有効に活用することができるよう、基本方針を策定するものである。

2 使途について

(1) 法で明示された使途(第34条)

- ・森林の整備に関する施策
- ・森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

(2) 本町における使途の基本的な考え方

① 森林整備の推進

本町の私有林人工林は、森林の整備が遅れている状況であることから、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、譲与税を活用し森林整備を推進することにより、森林の有する公益的機能を健全に発揮できる森林へと誘導する。加えて、木材等生産機能の発揮に資するため、施業集約化や森林保全等の各種施策についても並行して推進する。

② 人材育成・担い手確保

森林の適正な管理を着実に実施するため、関係機関等と連携、また、都市部で開催されている林業に係る就業ガイダンス等に参加し、人材育成及び担い手確保に努める。

③ 普及啓発

①で挙げた森林の有する公益的機能の国民への理解醸成に必要となる普及啓発活動を推進する。

④ 木材利用の促進

本町の人工林資源の多くは、伐期を迎えており、利活用が課題となっている。このため、教育現場や町民が集う公共施設の木造化・木質化を推進することにより、木材と直接触れ合う機会を創出し、森林・林業に対する理解を深めるための取組を実施する。

(3) 使途に係る留意点

- ・森林環境税等は、国民に新たな税負担を求めることから、取組効果が期待できる施策に使用することを基本とする。
- ・森林環境税等の使途に関する法令上の規定があることから、一般財源と区分し、基金を創設することで、適正な事業執行と財源管理を図る。
- ・国民に対して、森林環境税等の活用内容を周知するため、使途の内容と効果を公表する。

3 その他

この基本方針は、必要に応じて見直すこととする。